

長浜市ホームページバナー広告掲載実施要領

(目的)

第1条 この基準は、長浜市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成18年長浜市告示第18号以下「取扱い要綱」という。）に基づき、長浜市（以下「市」という。）が作成する市ホームページへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第2条 広告の掲載位置は、市のホームページのトップページで市が指定した位置とする。

(掲載規格)

第3条 掲載する広告は、バナー広告とし、掲載規格は1枠につき縦60ピクセル×横150ピクセル、4Kバイト以内、GIF形式とする。

(掲載)

第4条 広告を掲載する枠数は、3枠とする。

2 広告の掲載期間は、1か月単位とし、最長1年間とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。

3 広告掲載期間中に、市のサーバ等のメンテナンス以外でホームページを閉鎖した時間が生じた場合は、その閉鎖時間に応じ次のとおり掲載期間を延長する。

| 閉鎖した時間 | 延長する日数 |
|-------------|---------|
| 3時間以上24時間以内 | 1日 |
| 24時間以上 | 閉鎖日数+1日 |

(募集)

第5条 広告掲載の募集は、随時行うものとする。

2 広告掲載希望者が募集枠数を超えるときは、取扱い要綱第4条の優先順位によるものとし、同じ優先順位に属する複数の希望者がある場合は、抽選による。

(掲載料)

第6条 掲載料は、1枠につき月額25,000円とする。

(広告内容等)

第7条 広告のデザイン及び内容などは、市ホームページのイメージを損なうことのないよう、広告主と調整してから掲載するものとする。

2 広告原稿にイラスト・写真・ロゴなどを使用する場合は、広告主において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は広告主の負担とする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要とする事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年9月1日から施行する。